

共退特医愛

ご加入のおすすめ

この制度は、所得税法施行令第73条及び同第74条に定める「特定退職金共済団体」として、国の許可を得て行なう、医療機関に働く職員の退職金制度です。

従って、事業主が従業員のために負担する掛金は、1人月額 30,000 円まで損金または必要経費となります。

(法人税法施行令第 135 条、所得税法施行令第 64 条)

法律「賃金の支払の確保等に関する法律」によって昭和 52 年 4 月から、退職金については要支給額の「4 分の 1」を企業外に積立てる等の保全措置を講ずるよう努めなければならないことになっています。(法第 5 条、同法施行規則第 4 条及び第 5 条)
ただし、本制度に加入されますと、他に特別な保全措置は必要ありません。

特定退職金共済制度

一般財団法人 愛知県医療機関特定退職金共済会

ごあいさつ

先生方におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
我々開業医にとりまして病医院職員の採用と定着性、労働力の不足は深刻な問題となっております。この問題解決の一助にと当退職金制度を昭和63年7月1日に発足いたしました。退職金制度の改善、充実を図ることが病医院職員にとりまして将来に向かって夢と希望をもって働ける職場環境を作り、優秀な人材を確保し、定着性を高めるものと確信いたしております。所得税法上の優遇策が講じられている当退職金制度を、貴院の退職金制度としてご利用、ご導入いただきますようお願いする次第です。

一般財団法人 愛知県医療機関特定退職金共済会
理事長 柵木 充明

◆ 制度の特色

◎掛金は1人月額30,000円まで非課税

- 事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上できます。(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)
- 従業員の給与所得にもなりません。(所得税法施行令第64条)

◎中退共制度や、企業年金との重複加入も認められます。

◆ 制度の内容

◎加入資格

- 共済会傘下の会員の従業員で、年齢満15歳以上70歳未満の方。

◎掛 金

- 月払1口1,000円で1口以上最高30口30,000円までご加入できます。
- 口数の増加……お申し出により途中で加入口数を30口まで増口することができます。
- 口数の減口……お取扱いできません。(ただし、所定の条件を満たした場合には、掛金納付の中断・再開により口数を減少できます。)
- 掛金の負担……掛金は全額事業主負担です。

◎給付金

- 退職一時金……被共済者(加入従業員)が退職したとき。〈被共済者本人が受取〉
- 遺族一時金……被共済者(加入従業員)が死亡したとき。〈被共済者の遺族が受取〉

◎退職一時金

① 退職一時金額表(平成15年4月1日以降の掛金に対応する部分) (単位:円)

加入期間	10 口	15 口	20 口	30 口
1 年	115,800	173,700	231,600	347,400
2 年	232,400	348,600	464,800	697,200
3 年	349,900	524,850	699,800	1,049,700
4 年	468,200	702,300	936,400	1,404,600
5 年	587,500	881,250	1,175,000	1,762,500
6 年	707,600	1,061,400	1,415,200	2,122,800
7 年	828,700	1,243,050	1,657,400	2,486,100
8 年	950,600	1,425,900	1,901,200	2,851,800
9 年	1,073,500	1,610,250	2,147,000	3,220,500
10 年	1,197,300	1,795,950	2,394,600	3,591,900
15 年	1,830,400	2,745,600	3,660,800	5,491,200
20 年	2,487,400	3,731,100	4,974,800	7,462,200
25 年	3,169,600	4,754,400	6,339,200	9,508,800
30 年	3,877,600	5,816,400	7,755,200	11,632,800

- (注) 1. 年の途中で退職または死亡したときは、月単位で計算された額が支払われます。
2. 積立金に対し付利する予定利率は、0.75%としております。
3. 上記以外の口数については、試算表10口の金額を10で除した1口の本額に加入口数倍した額となります。
4. 毎年の剰余金の発生状況によって、理事会で決定する加算金を付与することがあります。

② 平成15年4月1日以前にご加入の方は、平成15年3月末時点での積立金及びその積立金に所定の利息を付与した額(※)を、上記①と合わせてお支払いします。

(※)利率は毎年の剰余金の発生状況によって理事会で決定します。掛金の納付中断があった場合、それ以降の利息は付与されません。

③ 掛金納付の中断があった場合、中断時の積立金を、上記①と合わせてお支払いします。

◎遺族一時金

退職一時金及び納付中の掛金加入1口につき5,000円を加算した額をお支払いします。

ご加入の方法

- 本制度へは、毎月1日に加入できます。
- 新規お申込みの場合は、月末までに受付をしますと、翌々月12日に掛金をご指定の銀行口座から自動引落して、翌々々月1日付で本加入となります。
従業員の追加加入の場合は、月末までに受付したものは、翌月12日に掛金を自動引落して、翌々月1日加入となります。
- 以後、掛金は前月の12日に自動振替となります。

加入者明細について

- 毎年3月に、加入者明細(従業員様の退職一時金一覧表)を事業主の皆様へお送りしております。

お問い合わせ

豊橋市医師会協同組合	TEL	0532(47)1028
西三河医師会協同組合	TEL	0564(54)0020
名古屋市医師会協同組合	TEL	052(937)7832

お申込みは

一般財団法人

愛知県医療機関特定退職金共済会

事務局まで

〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目18番14号

TEL 052(937)7832

委託生命保険会社 第一生命保険株式会社(事務幹事会社)
日本生命保険相互会社
住友生命保険相互会社
ジブラルタ生命保険株式会社

本制度は、一般財団法人愛知県医療機関特定退職金共済会が、委託生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。